

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第九十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第二十条第二項及び同条第三項並びに第二十一条第二項
第四号の規定に基き、昭和三十年四月一日から実施する
小売販売業者甲の事業区域並びに昭和三十年以降における
小売販売業者甲の最低登録保有数を次のように定める。

昭和三十年三月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

告示

目次
小売販売業者甲の業者区域等について
牧野管理規程の認可
地方労働委員会委員候補者の推薦請求
炭その発生
炭を予防規則による区域の指定
あん摩師、はり師、きゆう師試験の実施

公告

市町村名	事業区域名	事業区域の範囲	最低登録保有数
鳥取市	鳥取市第一	旧鳥取市（但し賀露町を除き、旧面影村大杖の一部及び宇倍野村奥谷の一部を含む）の区域	四〇〇人
"	"	第二 旧面影村（但し大杖の一部を除く）の区域	四〇〇
"	"	第三 旧倉田村の区域	四〇〇
"	"	第四 旧神戸村の区域	四〇〇
"	"	第五 旧大和村の区域	二〇〇
"	"	第六 旧美穂村の区域	四〇〇

郡家町	郡家町第一	旧郡家町の区域	三〇〇
"	第八	旧岩井町の区域	二五〇
"	第七	旧東村の区域	三〇〇
"	第六	旧田後村の区域	三〇〇
"	第五	旧浦富町の区域	三〇〇
"	第四	旧網代村の区域	三〇〇
"	第三	旧小田村の区域	一五〇
"	第二	旧本庄村の区域	一三〇
岩美町	岩美町第一	旧大岩村の区域	三〇〇
福部村	福部村	福部村の区域	三〇〇
津ノ井村	津ノ井村	津ノ井村の区域	三〇〇
"	第二	旧大茅村の区域	九〇
大成村	大成村第一	旧成器村の区域	一三〇
宇倍野村	宇倍野村	宇倍野村(但し奥谷の一部を除く)の区域	三〇〇
米里村	米里村	米里村の区域	九〇
"	第八	旧大篠津村の区域	三〇〇
"	第七	旧和田村の区域	三〇〇

"	第七	旧大正村の区域	四〇〇
"	第八	旧東郷村の区域	三〇〇
"	第九	旧明治村の区域	四〇〇
"	第十	旧豊実村の区域	二〇〇
"	第十一	旧松保村の区域	二〇〇
"	第十二	旧千代水村の区域	四〇〇
"	第十三	鳥取市賀露町の区域	四〇〇
"	第十四	旧湖山村の区域	四〇〇
"	第十五	旧吉岡村の区域	四〇〇
"	第十六	旧大郷村の区域	二〇〇
"	第十七	旧末恒村の区域	四〇〇
倉吉市	倉吉市	倉吉市の区域	三〇〇
米子市	米子市第一	旧米子市、旧彦名村、旧成実村、旧巖村(二本木の一部を除く)の区域	三〇〇
"	第二	旧五千石村の区域	三〇〇
"	第三	旧尚徳村の区域	二〇〇
"	第四	旧夜見村の区域	三〇〇
"	第五	旧崎津村の区域	三〇〇
"	第六	旧富益村の区域	三〇〇

日置村	日置村	旧日置谷村の区域	一五〇
小鷺河村	小鷺河村	旧中郷村の区域	九〇
羽合町	羽合町	旧勝部村の区域	三〇〇
泊村	泊村	旧勝部村の区域	三〇〇
東郷町	東郷町	泊村の区域	二〇〇
三朝町	三朝町	東郷町の区域	二〇〇
関金町	関金町	三朝町の区域	二〇〇
灘手村	灘手村	関金町の区域	一五〇
北条町	北条町第一	灘手村の区域	一五〇
栄村	第二	旧中北条村の区域	一五〇
大誠村	栄村	旧下北条村の区域	三〇〇
由良町	大誠村	栄村の区域	一五〇
東伯町	由良町	大誠村の区域	二〇〇
第二	東伯町第一	由良町の区域	三〇〇
第二	第二	旧浦安町、旧八橋町、旧下郷村(但し上郷村倉坂を含む)の区域	三〇〇
		旧上郷村(但し倉坂を除く)の区域	九〇

赤碕町	赤碕町	旧古布庄村の区域	九〇
下中山村	下中山村	赤碕の区域	三〇〇
上中山村	上中山村	下中山村の区域	二五〇
境港町	境港町第一	上中山村の区域	一五〇
"	第二	旧渡村の区域	三〇〇
"	第三	旧外江町の区域	三〇〇
"	第四	旧境町の区域	三〇〇
"	第五	旧上道村の区域	三〇〇
"	第六	旧余子村の区域	三〇〇
天津村	天津村	旧中浜村の区域	三〇〇
大國村	大國村	天津村の区域	九〇
法勝寺村	法勝寺村	大國村の区域	三〇〇
上長田村	上長田村	法勝寺村の区域	三〇〇
東長田村	東長田村	上長田村の区域	九〇
手間村	手間村	東長田村の区域	九〇
賀野村	賀野村	手間村の区域	一五〇
幡郷村	幡郷村	賀野村の区域	一三〇
		幡郷村の区域	一三〇

大幡村	大幡村	大幡村の区域	三〇〇
果村	果村	果村の区域	一五〇
春日村	春日村	春日村の区域	一三〇
大高村	大高村	大高村の区域	九〇
日吉津村	日吉津村	日吉津村(但し米子市二本木の一部を含む)の区域	一五〇
大和村	大和村	大和村の区域	九〇
淀江町	淀江町	淀江町の区域	三〇〇
宇田川村	宇田川村	宇田川村の区域	九〇
高麗村	高麗村	高麗村の区域	一五〇
所子村	所子村	所子村の区域	三〇〇
大山村	大山村	大山村(但し逢坂村松河原の一部及び名和町神田の一部を含む)の区域	三〇〇
名和町	名和町第一	旧庄内村の区域	三〇〇
"	"	旧名和村(但し神田の一部を除く)の区域	二五〇
"	"	旧御来屋町の区域	三〇〇
"	"	旧光徳村の区域	三〇〇
逢坂村	逢坂村	逢坂村(但し松河原の一部を除く)の区域	三〇〇
溝口町	溝口町第一	溝口町(但し旧日光村を除く)の区域	三〇〇
"	第二	旧日光村の区域	三〇

黒坂町	黒坂町	黒坂町の区域	三〇〇
大宮村	大宮村	大宮村の区域	一五〇
阿毘縁村	阿毘縁村	阿毘縁村の区域	一五〇
山上村	山上村	山上村の区域	一五〇
多里村	多里村	多里村の区域	三〇〇
日野上村	日野上村	日野上村の区域	三〇〇
福栄村	福栄村	福栄村の区域	六〇
石見村	石見村	石見村の区域	三〇〇
根雨町	根雨町第一	旧根雨町の区域	三〇〇
"	"	旧日野村の区域	二五〇
江府町	江府町第一	旧江尾町(但し旧日光村の一部を含む)の区域	三〇〇
"	"	旧神奈川村の区域	三〇〇
"	第二	旧米沢村の区域	九〇
"	第三	八郷村の区域	九〇
八郷村	八郷村	八郷村の区域	九〇

鳥取県告示第九十九号
 牧野法(昭和二十五年法律第九十四号)第三条第六項の規定により、三朝町牧野管理規程を昭和三十年二月二十五日認可した。

大字小河内字登峯	飛井ヶ谷奥	四四七の一	〃
大字吉尾字上ミ上野		四〇二	〃
大字鎌田字向山	下上野	一四〇〇の一	〃
大字森字養老谷		一〇七五	〃
大字本泉字的場	岩田	一三五	〃
大字今泉字背戸の谷	日奈喜谷	八三三の二	〃
大字湯谷字湯谷溪	大字牧字思谷	六九三の一	〃
大字助谷字大谷平		五七三	〃
大字久原字西山		九二〇の二	〃
大字吉田字天谷上平	上池	一四七の一	〃
大字福田字汁谷		七六五	〃
大字高橋字巖上寺		七〇八	〃
		二六六の一	〃

大字栗鹿字伊配原	彌陀谷	一四七六	〃
	鞍牛	一四七五	〃
		五八〇の一	〃
		六五	〃
		〇七八	〃
		〇七八の一	〃
		二〇七九	〃
		二六七	〃
		二六三	〃
		四七八	〃
		八八七	〃
		一〇五四	〃
		一〇五六	〃

鳥取県告示第百号
 労働組合法の一部を改正する法律が昭和二十九年十二月八日法律第二百十二号をもつて公布、昭和三十年三月一日から施行されるに伴い、鳥取県地方労働委員会の各例

委員定数がそれぞれ二人増加し、また、三月三十一日労働者委員に一人の欠員を生ずることとなつたため、委員の追加並びに補充任命を行いたいので、労働組合及び使用者団体は、それぞれ労働者委員及び使用者委員の候補

者を次の手続により推薦されるよう労働組合法施行令第二十一条の規定により請求する。

昭和三十年三月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県地方労働委員会労使委員候補者推薦要領
一 推薦する者の資格

(1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働組合法の規定に適合する労働組合。

(2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、主として労働問題に関することをその業務とするか、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体。

二 推薦される者の資格

特別の制限はないが、委員に任命されるについて国家公務員、地方公務員法、国会法等の兼職の制限ないし禁止規定及び労働組合法第十九条第八項の欠格規定の

制限を受ける。

三 労働組合の立証手続

この推薦手続に参与する組合は、労働組合法第五条第一項の規定によつて、鳥取県地方労働委員会に証拠を提出して法の規定に適合する旨の立証を必要とするから、次の書類を同委員会に直接提出するか、又は推薦書に添付すること。

(1) 労働組合資格審査申請書

(2) 組合規約、労働協約、その他立証に必要と思われる資料

但し、かつて立証したことのあるもので、その後規約、協約、その他組合の実態に異動のない場合は、その旨を組合代表者により証明した書類とともに決定書の写を添付し、現在立証のため労働委員会に手続中のものは、そのことを連絡することによつて資料の提出を省略することができる。

四 推薦する候補者の数

別段制限はないがおおむね六人程度（使用者委員候補

者は四人程度)

五 推薦期限

昭和三十年三月十六日

六 推薦方法

別紙様式による推薦書に必要事項を記入し、も寄りの労政事務所を経由して鳥取県経済部労政課に提出すること。

(推薦様式)

年 月 日

所在地

使用者団体又は労働組合の名称 ㊦

鳥取県知事 殿

推 薦 書

労働組合法施行令第二十一条の規定により、鳥取県地方労働委員会の使用人（労働者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年	現住所	経歴備考
	日月		

詳細は学歴、職歴、組合歴等詳細記入のこと。

労働組合資格審査申請書

年 月 日

所在地

労働組合名

代表者名氏

鳥取県地方労働委員会

会長 殿

鳥取県地方労働委員会労働委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法第五条第一項の規定により資格審査をお願いします。

鳥取県告示第百二号

次のように炭そが發生したので家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の規定により公示する。

昭和三十年三月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 患者及び疑似患者の区分及びその頭数

患者（牛）炭そ、一頭

二 發生の場所

気高郡小鷲河村鷲峰

三 發生年月日

昭和三十年二月二十七日

鳥取県告示第百三号

炭そ予防規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第二条及び第三条の規定による出入並びに牛、馬、めん羊、山羊及び豚を集合させる催物の開催を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十年三月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 第二条に指定する区域

気高郡小鷲河村鷲峰

二 第三条に指定する区域

気高郡小鷲河村

公 告

鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師試験を次のとおり行う。

昭和三十年三月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験場所

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

二 試験日時

昭和三十年三月二十三日午前九時から

三 試験科目

1 あん摩師試験の科目

学科試験

解剖学 生理学 病理学 衛生学（消毒法を含む。）
症候概論 治療一般 あん摩理論 医事法規

実地試験
あん摩実技

2 はり師試験の科目

解剖学 生理学 病理学 衛生学（消毒法を含む。）
症候概論 治療一般 漢法概論（経穴を含む。）
はり理論 医事法規

実地試験
はり実技

3 きゆう師試験の科目

解剖学 生理学 病理学 衛生学（消毒法を含む。）
症候概論 治療一般 漢法概論（経穴を含む。）
きゆう理論 医事法規

実地試験

きゆう実技

4 試験科目の免除

イ、はり師試験ときゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除願を提出すること。

ロ、はり師試験又はきゆう師試験合格者であつて、あん摩師試験、はり師試験又はきゆう師試験を受けようとする者は、第四号書式により既に受験した科目の免除願を提出すること。（この場合その試験の合格証書の写の添付を要する。）

四 受験資格

文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者、又はこれらの学校、養成施設においてそれぞれあん摩師、はり師、きゆう師となるため必要な課程を修了した者。

五 試験方法

試験は学科試験及び実地試験とする。
学科試験は筆記又は点字をもつて行う。

六 受験願書の提出期間

昭和三十年三月二日から三月十八日まで

七 受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課（鳥取市東町）

八 受験手数料

鳥取県収入証紙（五百円）を願書にはること。

他府県居住者の場合は現金又は小為替で送付すること。

九 提出書類

1 受験願書（第一号書式）

2 履歴書（第二号書式）

3 四に該当する卒業証明書

4 戸籍抄本

5 写真（手札形。出願前六箇月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に出席した試験の種類、撮影年月日、氏名、年令を記載すること。）

十 受験願書を受付けたときは受験票を送付する。

第一号書式

あん摩師（はり師、きゆう師）試験願

本籍 住所

氏名

年月日生

あん摩師（はり師、きゆう師）試験を受けたので履歴書その他証明書及び写真を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

氏名

鳥取県知事 氏名 殿

第二号書式

履歴書

一 何年何月 何中学校に入学何年何月卒業

一 何年何月 何学校（又は養成所）入学何年何月卒業

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

氏名

第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏名

年月日生

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたいので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第十九条により学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いいたします。

昭和 年 月 日

氏名

鳥取県知事 氏名 殿

第四号書式

合格科目受験免除願

本籍

住所

氏名

年月日生

昭和何年何都道府県におけるはり師試験（きゆう師試験）に合格しているが、（あん摩師試験又はきゆう師試験）を受けたので、あん摩師、はり師、きゆう師法及び柔道整復師法施行規則第二十条により、受験済科目の試験を免除されるよう、はり師試験（きゆう師試験）合格証書写を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

氏名

鳥取県知事 氏名 殿

